

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、白鳥町土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業五名地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を東かがわ市経済課において平成20年8月15日から平成20年9月4日まで縦覧に供する。

平成20年8月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀